

報道各社様

③生活排水処理施設使用料の賦課漏れについて

1. 事案の概要

令和4年度に市設置浄化槽（生活排水処理施設）へ接続した対象者2名に対し、2回目以降の使用料の請求ができていない賦課漏れが判明しました。

- (1) 対象者 市内在住個人 2名
- (2) 対象期間 いずれも令和4年12月分（令和4年度）から令和8年4月分（令和7年度）
- (3) 請求漏れ金額 総額 227,700円 内訳 ①103,950円 ②123,750円

※ 生活排水処理施設使用料の請求は2か月に1回で、本事案は偶数月の請求となっています。

2. 経過

5月1日、令和8年4月分の水道料金の調定処理をする際、水道料金システムの未検針一覧表を精査した結果、生活排水処理施設使用料の賦課漏れが発覚しました。なお、同様の賦課誤りについて、システム内すべてを調査しましたが、事案の該当はありませんでした。

対象者2名には既に連絡済みで、うち1名に対しては訪問し、説明と謝罪をさせていただきました。

3. 原因

- ・令和4年度の浄化槽への接続当初の水道料金システム登録に入力する情報（用途・区分）を誤り、また複数によるチェックができていなかった
- ・初回はシステムへの個別入力による情報登録のため、個別に納付書を発行し、請求することができたが、2回目以降はシステムにより自動的に処理することとなるため、発覚まで気付くことができなかった
- ・今回発覚に至ったシステムの未検針一覧表には、水道及び下水道の調定データが存在しない場合に計上されるが、水道担当者は下水道の調定事務で処理されるものであると認識していた
- ・水道担当者と下水道担当者の情報共有がされず、原因の追求が不十分であった

4. 再発防止策

- ・接続当初のシステム入力時において、入力内容の複数人によるチェックを徹底する
- ・係内の水道担当者と下水道担当者の連携によるチェックを徹底する

※ 内容につきましては、右記担当へお問い合わせください。

本日、20時まで待機しております。

【問い合わせ先】
大田市 上下水道部 管理課
担当 楯 美穂
電話 0854-83-8111